

～ 法律事務職員向け実務講座～

## 第17回 東海JALAP実務セミナー

**テーマ**

**訴訟以外の民事手続・裁判外の手続**

**講師**

しみず ひろとも  
**弁護士 清水 広有 先生**

(弁護士法人リブレ 岡崎主事務所)



2011年愛知県弁護士会登録  
重点取組分野  
交通事故、債務整理・  
倒産案件、家事事件

本セミナーでは、訴訟以外の民事手続と裁判外の手続を学習します。

「支払督促を受領した債務者側の対応はどうすればよいか?」「遺言公正証書を作成するときの注意点は?」など、それぞれの手続きの疑問を出しながら、特徴・流れ・注意点を、具体例を挙げて解説します。通常の民事手続きに比べると事務職員が実務的に関わる頻度は限られていると思いますが、いざ処理が必要となった時に何も分からないでは事務処理に支障をきたします。

ぜひ、この機会を利用して、多いに学びましょう。

【講義の概要】

- ・簡易裁判所の手続き (民事調停, 少額訴訟, 支払督促, 訴え提起前の和解)
- ・非訟事件の手続き (非訟事件の種類, 争訟的非訟事件, 非争訟的非訟事件)
- ・公証役場での手続き (公正証書の種類, 遺言公正証書の作成, 私署証書の認証)
- ・ADR (裁判外紛争解決手続)

**日時**

**2019年10月11日 (金) 18:30～20:30**

(セミナー後に懇親会を予定しております)

**場所**

**ウインクあいち 1801会議室**

**受講費**

**2000円**

定員の都合上、先着40名とさせていただきます。

10月7日(月)までに裏面の<参加申込書>にてお申込下さい。

JALAP (Japan Association of Legal Assistants & Paralegals) は、日弁連事務職員能力認定試験の合格者を中心に2013年に結成された団体で、弁護士業務を的確にサポートすることを目的に、事務職員向けの研修会の開催や、書籍の出版をしております。



## < 参加申込書 >

村上・加藤・野口法律事務所 事務局 我謝（がしゃ）宛  
TEL 052-265-6534 FAX 052-231-5778 Mail tokaijalap@gmail.com

2019年10月11日（金）実務セミナー  
「訴訟以外の民事手続・裁判外の手続」に参加します。

お名前

連絡先

事務所名

→ 上記宛に、電話、FAX、メールにて、10月7日（月）までにお申し込み下さい。お問い合わせについても、こちらにお願いします。

- 1 本セミナーで知りたいこと、ご質問があれば記載して下さい。
- 2 東海JALAPへのご要望、希望する研修テーマなどがあれば記載して下さい。

ご質問事項などは、可能な限り本セミナーの内容に反映したいと思います。また、「こういう場合はどうするの？」など、具体的なお質問でも結構です。どしどしお寄せ下さい。

**JALAPホームページ** <http://jalap.jp/>



JALAP

検索

